

1. はじまるマイナンバー制度

2016年1月から、住民基本台帳に基づき、国民一人一人に生涯変わらない番号が割り振られ、社会保障・税・災害対策の3分野で活用する社会保障・税番号（以下、マイナンバー）制度が始まります。そのため、2015年秋口から、番号の通知が行われ、希望者は申請により写真付きの個人番号カードの交付を受け、健康保険証などに使うことができます。いずれ、パスポートや戸籍事務など利用範囲を拡大していくことが予定されていますが、ベネッセの個人情報漏えい問題などから、それには相当の時間を要するでしょう。

さて、税務分野ではどのように活用されるのでしょうか。税務署に提出が義務付けられている支払調書に番号を記載したり、年末調整のために税務署に提出する給与所得者の扶養控除等申告書に本人や家族の番号を記載することになります。これにより、さまざまな申告漏れや、子ども二人が一人の親を扶養するという二重扶養などがチェックされ、所得把握の精度が向上することになります。

加えて、番号導入のこの機会に、支払調書の範囲を広げることが税制調査会で議論されています。例えば預金通帳への付番です。諸外国の例を見ても、

預金口座は税務当局が番号で管理している例が多く見受けられます。

この点については、税務当局というより金融監督当局が、マネーロンダリング対策のための本人確認として預金口座に番号を付けることも検討されています。全国銀行協会は、預金口座への付番はやむを得ない。ただし移行にはコストがかかるので、その点への配

マイナンバーとマイポータル

中央大学法科大学院教授 森信 茂樹

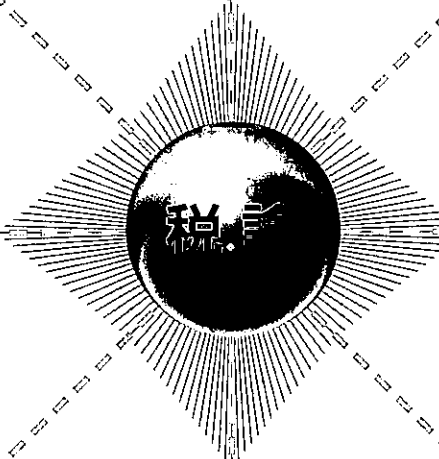
慮を求めたいという意思表示をします。

さらに、預貯金から生じる、利子所得についても、番号で管理することが政府税制調査会などで議論されています。番号を活用して、利子・配当などの金融所得が把握できるようになれば、所得は少ないが資産を多く持っている人について、社会保障から遠慮いただく

ことによって、社会保障の効率化が期待できるからです。

2. 注目はマイポータルの活用

私が最も注目するのは、17年1月から、マイポータルという機能ができることです。これは、情報提供ネットワークシステムと呼ばれる、個人が番号とパスワードなどでアクセスできるインターネット上のポータル（入口）です。この中で自らの情報を閲覧したり



番号情報を誰が活用したかをチェックしたりすることが可能になります。また政府から、給付金の資格情報など個人ごとにお知らせが提供される、プッシュ型サービスが始まります。

マイポータルに送られてくる情報として検討されているのは、年金保険料の支払いや給付の情報、給与所得と源泉徴収額、保険診療の支払い情報などです。さらに保険外診療の支払い情報

などが入れば、医療費控除の還付申告には大変便利です。その際には、公的認証サービスなど手間がかかるe-Taxを使いやすいようにすることも必要でしょう。

実は、多くの欧州諸国では、税務当局が番号付きで入手した納税者情報を、税務申告の直前に、納税者の申告書に打ち出す「記入済み申告制度」が導入されています。納税者は、記入された給与所得、配当所得、雑所得、源泉徴収額などが正しいかどうかを確認し、間違いがあれば訂正し、署名・捺印して申告をします。この制度は、納税者・税務当局双方の利便性の向上に役立つっており、マイポータルの機能を一歩進めて、是非このような制度の導入を考えて欲しいものです。

この機能ができれば、納税者本人が（選択的に）自ら申告できる自主申告制度の導入が可能になります。現行の年末調整制度は、大変効率的なものですが、一方で企業に多大な事務負担をかけたプライバシーの問題を引き起こしています。そこで、年末調整をやめて自ら申告したいという人には、マイポータルを通じて簡単に申告できるようにすれば、民主主義の本質ともいえるタックスペイヤーの自覚を持つことにもつながるでしょう。

マイナンバーは納税者の立場に立った活用が望まれます。